

大津市科学館展示ホール展示品保守点検業務 仕様書

この仕様書において委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

1 目的

展示ホールに導入している展示品を定期的に点検・整備を行うことでその機能を正常に維持する。

2 場所・点検作業内容 別紙のとおりとする。

3 対象物件 別表のとおりとする。

4 点検回数 年2回の通常保守点検、オンコール修理（上限年4回）

5 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（委託業務に係る長期継続契約において契約期間を1年間とし、2回を限度に自動更新する。）

6 委託業務の内容

（1） 委託業務は、定期点検及び故障修理とする。

（2） 定期点検を実施する期日は、甲の指定する日とし、乙の承諾した期日に行うものとする。（令和8年度は7月14日、15日と2月16日、17日に実施予定。ただし、実施日については、協議する）

（3） 故障修理は、対象物件に故障又は機能不良が生じたときに、甲の要請により行うもの（以下「オンコール修理」という。）とする。

オンコール修理回数は、年4回を上限とする。ただし、オンコール修理の支払いについては、実績払いによるものとする。修理回数の数え方は、展示装置の修理が完了するまで（事前の現場確認含め）を1回とする。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

例）修繕対象物の現地調査日＋出張作業日で1回のカウントとする。

（4） 乙が次の各号に掲げる事由に該当するとき、甲乙別に協議して定める。

（1） 対象物件の故障又は損傷の原因が甲の故意又は重大な過失によるとき。

（2） 対象物件の故障又は損傷の原因が天災地変等の不可抗力によるとき。

（5） 乙は、対象物件の設置場所に技術員を派遣して、定期点検及びオンコール修理を実施するものとする。

7 作業完了と報告書作成

乙は年2回の定期点検及びオンコール修理作業終了後、甲の検査を受け、合格となった時は、作業完了から2週間以内に報告書を提出するものとする。

8 費用の負担

- (1) 乙は本契約業務履行について必要な資材機器のうち、別表に記載する点検調整・部品交換等作業経費、雑材及び従業員にかかる経常経費については、すべて負担するものとする。ただし、本契約業務履行に必要な光熱水費は、甲が負担するものとする。上記以外に発生する、修繕費用等については、その都度見積を行うものとするが、その際発生する調査費用、ならびに出張作業料は、本契約に含むものとする。
- (2) 保守に用いる消耗部品については、支給材料とする。
- (3) 本件契約内容に基づく点検・修理又は調整後に履行確認の結果、合格した場合でも、定期点検又はオンコール修理後15日以内に対象物件において故障又は異常が発生した場合、当該故障又は異常の点検・修理又は調整に要する費用の負担は次の通りとする。
- ① 当該故障又は異常が、乙の定期点検・故障修理に起因する場合は、乙の負担とする。
 - ② 当該故障又は異常が、以下の事項に起因する場合は、甲の負担とする。
 1. 乙以外の者による対象物件の改造変更に起因する場合。
 2. 対象物件の誤使用、誤操作に起因する場合。
 3. 乙の供給しないプログラム、部品、付属品、消耗品等の使用又は組込みに起因する場合。
 4. その他乙の責に帰すると認められない事由に起因する場合。

9 その他

- (1) 施設内における作業に当たっては、施設利用者の安全を確保するとともに、利用者に支障をきたさないように措置をする。
- (2) 受託者は、受託者の従業員の身元、風紀、衛生、規律及び業務中における事故等について一切の責任を負うものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については双方協議して決定する。